明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○防衛省の職員の育児休業等に関する省令の一部を改正する省令（防衛八）　一
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（同九）　一

〔告　示〕

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一六五）　二
○有機加工食品の日本農林規格を制定する件（財務・農林水産一八）　二
○保安林の指定をする件
（農林水産一三五八～一三六二）　三
○保安林の指定を解除する件
（同一三六三～一三六六）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件
（同一三六七～一三七四）　四
○有機加工食品の日本農林規格を廃止する件（同一三七五）　四
○道路に関する件
（関東地方整備局二五四）　五
○道路に関する件
（中部地方整備局九〇、九一）　五
○道路に関する件
（近畿地方整備局一一四）　五

〔人事異動〕

内閣　カジノ管理委員会　五

〔皇室事項〕　五

〔官庁報告〕

労働
最低賃金の改正決定に関する公示
（宮城労働局最低賃金公示一、秋田同一、茨城同一、栃木同一、埼玉同一、千葉同一、東京同一、神奈川同一、新潟同一、富山同一、長野同一、岐阜同一、愛知同一、三重同一、大阪同一、兵庫同一、奈良同一、和歌山同一、岡山同二、広島同一、香川同一、熊本同一）　五
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について
（厚生労働省）　五
船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（関東地方交通審議会）　五

〔公　告〕

諸事項
官庁
有権者申出方、証票無効関係　五
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　七
会社その他　七

省令

○防衛省令第八号

国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第十九号）の施行に伴い、及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第三条第一項第一号の規定に基づき、防衛省の職員の育児休業等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月一日

防衛大臣　浜田　靖一

防衛省の職員の育児休業等に関する省令の一部を改正する省令

防衛省の職員の育児休業等に関する省令（平成二十二年防衛省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条　国家公務員の育児休業等に関する法律（以下この条及び次条において「法」という。）第二十七条第一項において準用する法第三条第一項第一号の防衛省令で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇は、自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第四十九条第一項第七号に掲げる場合における休暇（常時勤務することを要しない職員にあっては、これに相当する休暇）とする。	**第一条**　国家公務員の育児休業等に関する法律（以下この条及び次条において「法」という。）第二十七条第一項において準用する法第三条第一項ただし書の防衛省令で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇は、自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第四十九条第一項第七号に掲げる場合における休暇（常時勤務することを要しない職員にあっては、これに相当する休暇）とする。
第二条　法第二十七条第一項において準用する法第三条第一項第一号の防衛省令で定める期間を考慮して防衛省令で定める期間は、五十七日間とする。	**第二条**　法第二十七条第一項において準用する法第三条第一項ただし書の防衛省令で定める期間を考慮して防衛省令で定める期間は、五十七日間とする。

附　則

この省令は、国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

○防衛省令第九号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五十四条第二項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月一日

防衛大臣　浜田　靖一